

藤沢市都市公園条例の一部改正について
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例
藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第7 桐原公園の項中「250円」を「325円」に、「390円」を「500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の有料公園施設の使用について既に許可を受けているものの利用料金については、改正後の別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、桐原公園野球場の利用料金の上限額について、その受益と負担の関係から適正なものとするため、改定する必要による。